

8文ス第18号  
令和8年4月17日

東御市長 花岡 利夫 様  
東御市教育委員会 様

東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会  
会 長 宮下 知茂

令和7年度第2回東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会にか  
かる審議事項について（答申）

令和8年2月26日付け7文ス284号により、当審議会に諮問のありました、  
令和7年度第2回東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会にかかる審議事項  
について、慎重に審議をした結果、下記のとおり附帯意見を附して答申します。

#### 記

##### 諮問事項（2）

現場調査の結果、当該物件は、江戸時代の特性を示す町並みを構成する重  
要な特定物件である。また、再利用可能な部材が残存しており、保存修理  
による対応が可能と判断されたため、除却は認められない。  
ただし、復原を前提とした解体についてはこれを妨げないこととする。

##### 附帯意見

屋根の飛散等周辺へ危険を及ぼす恐れが高いため、安全性確保に対する  
応急措置を早急に講じるよう指導すること。